

後期高齢者医療制度 自己負担限度額について

区分	所得要件	自己負担限度額(月額) ※1			入院したときの食事代の 標準負担額(1食あたり)	
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	年間上限 (8月～翌年7月)		
現役並み所得者Ⅲ	住民税課税所得 690 万円以上の方	270,300円+(医療費総額－901,000円)×1% ＜140,100円＞※2		1,680,000円	550円 (指定難病患者等の方は510円)	
現役並み所得者Ⅱ	住民税課税所得 380 万円以上の方	179,100円+(医療費総額－597,000円)×1% ＜93,000円＞※2		1,110,000円		
現役並み所得者Ⅰ	住民税課税所得 145 万円以上の方	85,800円+(医療費総額－286,000円)×1% ＜44,400円＞※2		530,000円		
一般Ⅱ	住民税課税所得 28 万 円以上かつ以下に該当する方 ①同じ世帯に被保険者が1 人の場合 →「年金収入+その他の合計所得」が200 万円以上 ②同じ世帯に被保険者が 2 人以上の場合 →「年金収入+その他の合計所得」が320 万円以上	22,000円 ※3 【外来年間上限】 216,000円 ※3	61,500円 ＜44,400円＞※2	外来： 216,000円 外来+入院： 530,000円 ※4		
一般Ⅰ	現役並所得者、一般Ⅱ、区分Ⅰ・Ⅱ(低所得者Ⅰ・Ⅱ) 以外の方					
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	世帯の全員が住民税非課税で、区分Ⅰ(低所得者Ⅰ) 以外の方	11,000円 【外来年間上限】 96,000円 ※5	25,700円 ＜24,600円＞※2	外来： 96,000円 外来+入院： 290,000円	90日までの入院	270円
					過去12か月で90日を 超える入院	220円
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	世帯の全員が住民税非課税で、その全員の所得(年金所得は82.65万円控除した額、給与所得がある方は、所得税法により算出した給与所得の金額から10万円控除した額)が0円となる世帯の方	8,000円	15,700円	180,000円	医療の必要性が低い入院	160円
					医療の必要性が高い入院	130円

※1 外来(個人単位)を適用後、外来+入院(世帯単位)を適用します。

※2 療養があった月以前の12か月以内に外来+入院(世帯単位)の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は<>内の金額になります。

※3 外来の自己負担額の上限(8月～翌年7月)です。区分Ⅰ・Ⅱ(低所得者Ⅰ・Ⅱ)だった月も対象です。

※4 年収約200万円未満であることを確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いされます。

※5 外来の自己負担額の上限(8月～翌年7月)です。区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)だった月も対象です。